

真鶴町長解職に係る住民投票のお知らせ

地方自治法の規定に基づき、真鶴町において選挙権を有する者の3分の1以上の署名をもって、真鶴町長松本一彦氏の解職請求が令和5年7月27日に受理され、松本一彦町長の解職に係る住民投票を行うことになりました。

この投票は、松本一彦町長解職の是非を住民のみなさまに問うためのもので、解職に「賛成」または「反対」の旨を投票していただきます。投票の結果、有効投票数の過半数が解職に「賛成」であった場合、松本一彦町長は失職となります。

投票日 9月24日(日)

投票できる方

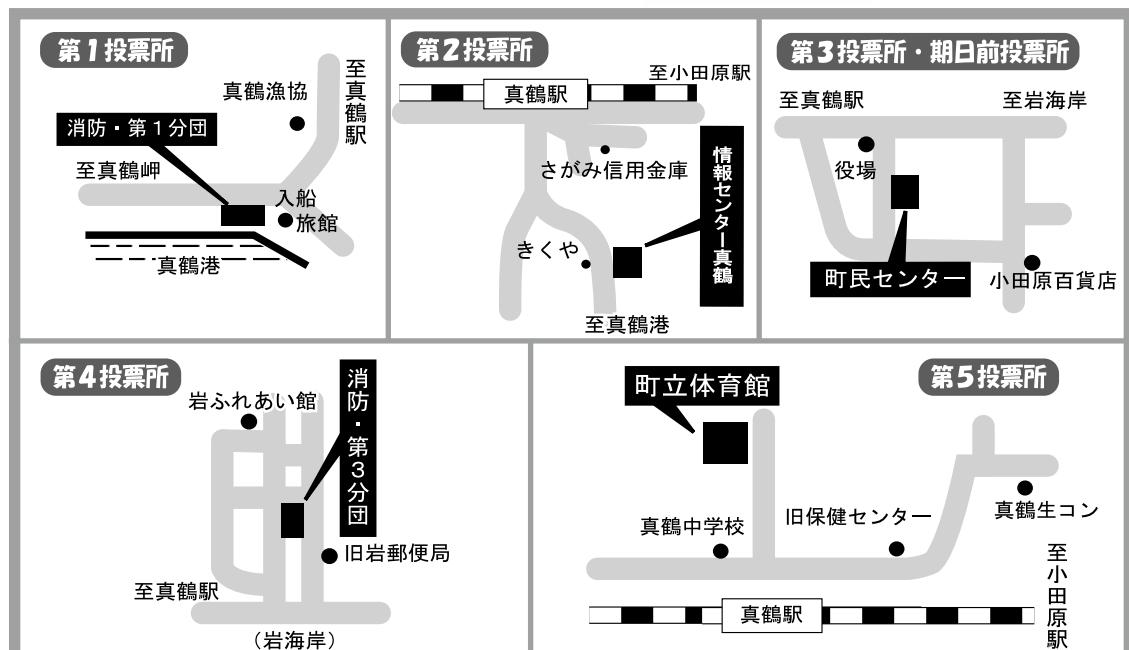
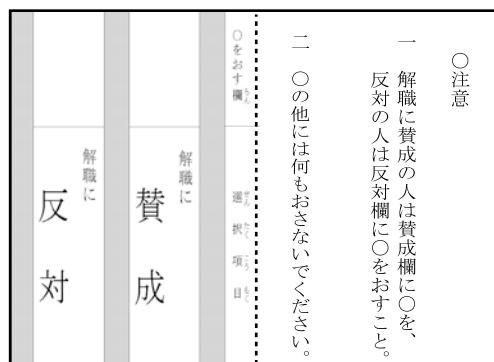
投票できるのは、以下の①②を満たして選挙人名簿に登録されている方です。

【年齢等】日本国民で、令和5年9月1日現在満18歳以上
(平成17年9月2日までに生まれた方)。

【住所】令和5年9月1日現在、引き続き3カ月以上真鶴町に住んでいる方。ただし、町外に転出された方は投票できません。

投票のしかた

投票は、「賛成」「反対」いずれかの欄に○スタンプを押します。



広報真鶴 令和5年9月号